

(注意書)

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

- ※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。
- ※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

- ※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。
- ※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

- ※有効期限内のものを提出してください。

◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する□にチェックを入れてください。

他者から資金を渡されるなどして買受けの申出をする場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)		
前橋地方裁判所 支部 執行官 殿		
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年()第 号	物件番号
陳述	<input type="checkbox"/> 私は、暴力団員等ではありません。	
	<input type="checkbox"/> 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。	
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	

※法人用、法定代理人用も同様です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月18日

前橋地方裁判所太田支部民事執行係
裁判所書記官 中村 倫子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月15日から 令和 8年 7月22日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月29日 午前 9時00分 場 所 前橋地方裁判所太田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月19日 午前10時00分 場 所 前橋地方裁判所太田支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 7月31日 午前10時00分から 令和 8年 7月31日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月18日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 太田市寺井町 |
| | 地 番 | 557番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 288.71平方メートル |
| 2 | 所 在 | 太田市寺井町 557番地7 |
| | 家屋 番号 | 557番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 63.34平方メートル
2階 56.31平方メートル |

物件明細書

令和 8年 5月12日

前橋地方裁判所太田支部民事執行係

裁判所書記官 須長 宏幸

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 太田市寺井町
地 番 557番7
地 目 宅地
地 積 288.71平方メートル
- 2 所 在 太田市寺井町 557番地7
家屋 番号 557番7
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 63.34平方メートル
2階 56.31平方メートル



令和7年(ケ)第49号
令和7年10月14日受理
令和7年11月7日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所太田支部

執行官 齋藤 公秀 ㊞

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 太田市寺井町 |
| | 地 番 | 5 5 7 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 8 . 7 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 太田市寺井町 5 5 7 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 5 5 7 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 3 . 3 4 平方メートル
2 階 5 6 . 3 1 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	群馬県太田市寺井町 557番地7 (住居表示未実施)
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路() □ ()
形状	■概ね公図のとおり ■地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	■本件土地上に簡易物置がある
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない 種類: □ある { 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 私は本件土地・建物の所有者です。令和7年7月ころまで 家族で本件建物に住んでいました。 現在は誰も住んでおらず、空き家になっています。 2 ペットは飼っていませんでした。 3 建物に雨漏り等の不具合はありません。 4 近隣との境界トラブルや異臭・騒音等はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見

■以下のとおり

1 本件各物件の状況

土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。

2 売却対象範囲

本件土地上にスチール製の簡易物置（写真⑨）がある。

これは定着性がなく建物とは認められないため、売却対象外の動産となる。

3 その他

室内の各所（壁・天井及び建具等）に多数の破損が見られる（写真⑩⑪はその一部であり、同様の破損が二十箇所程度あると思われる）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年10月14日 14:40-14:50	太田市役所	<input checked="" type="checkbox"/> 家屋平面図交付申請 <input checked="" type="checkbox"/> 土地家屋現況図交付申請
令和7年10月14日 15:10-15:20	前橋地方法務局 太田支局	<input checked="" type="checkbox"/> 隣地登記事項証明書交付申請 <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図交付申請 <input checked="" type="checkbox"/> 本件土地上の登記建物(本件建物以外)不存確認
令和7年10月20日 9:40-9:50	物件所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 物件調査 <input checked="" type="checkbox"/> 占有調査 <input checked="" type="checkbox"/> 写真撮影
令和7年10月23日 10:25-10:35	A宅	<input checked="" type="checkbox"/> 事務連絡交付 <input checked="" type="checkbox"/> Aから聴取、建物の鍵受領
令和7年11月4日 13:20-14:10	物件所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 物件調査 <input checked="" type="checkbox"/> 立入調査 <input checked="" type="checkbox"/> 境界確認 <input checked="" type="checkbox"/> 写真撮影
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和7年11月4日 目的物件は不在で施錠されていたが、現在は人の住居となっていないことが確認できたため、Aから借り受けた鍵で解錠して建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和7年11月4日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月14日 前橋地方支務局太田支局 登記官

(7枚目)

A3をA4に縮小

記号	測量の種類	記号	測量の種類
凡	測量の種類	凡	測量の種類
コ	測量の種類	コ	測量の種類
合	測量の種類	合	測量の種類

任意座標

測量求積表

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
M1	651.978	529.362	744.030368
M2	645.656	528.596	6515.752988
M3	644.304	508.557	-7440.757584
M4	630.927	509.352	-6278.038002
合			540.480000
面積			270.2400000
地積			270.24
坪数			81.74

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
F133	614.890	530.341	7875.317756
M1	631.978	529.362	8383.630796
M2	630.927	509.352	-8150.189051
M209	615.878	510.247	-6630.773042
M21	617.832	513.525	1046.050425
M20	618.015	516.577	-460.786684
M19	616.940	524.248	-1585.850200
合			577.420000
面積			288.7100000
地積			288.71
坪数			87.33

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
F133	614.890	530.341	7875.317756
M1	631.978	529.362	8383.630796
M2	630.927	509.352	-8150.189051
M209	615.878	510.247	-6630.773042
M21	617.832	513.525	1046.050425
M20	618.015	516.577	-460.786684
M19	616.940	524.248	-1585.850200
合			577.420000
面積			288.7100000
地積			288.71
坪数			87.33

合計 841.9918789

近傍の恒久的地物（道路側溝に鉄杭）

基準点座標一覧表

測点名	X	座標	Y	座標
B5	670.703		534.772	
FT1	669.959		532.170	
FT2	612.908		531.006	

地積測量図

地番 557-1、557-6、557-7
土地の所在 太田市寺井町

令和1年12月12日測量



申請人

作成者 土地家屋調査士
(令和1年12月12日作成)

縮尺 250

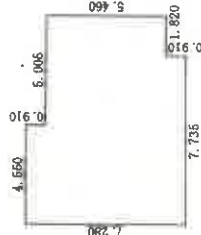
建物平面図

各階平面図

家屋番号 557番7

建物の所在 太田市寺井町557番地7

1階



求積表

1.820 × 5.460	=	9.937200
3.185 × 6.370	=	20.288450
4.550 × 7.280	=	33.124000
合計		63.349650
床面積		63.34 ㎡

2階



求積表

3.640 × 6.370	=	23.186800
4.550 × 7.280	=	33.124000
合計		56.310800
床面積		56.31 ㎡



作成者 土地家屋調査士

作成年月日 平成29年9月26日

合算

縮尺 1/250

申請人

縮尺

1/500

(群馬土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

令和7年8月22日

前橋地方支局 太田支局

登記官

A3をA4に縮小

土地建物位置関係図

【令和7年(ケ)第49号】

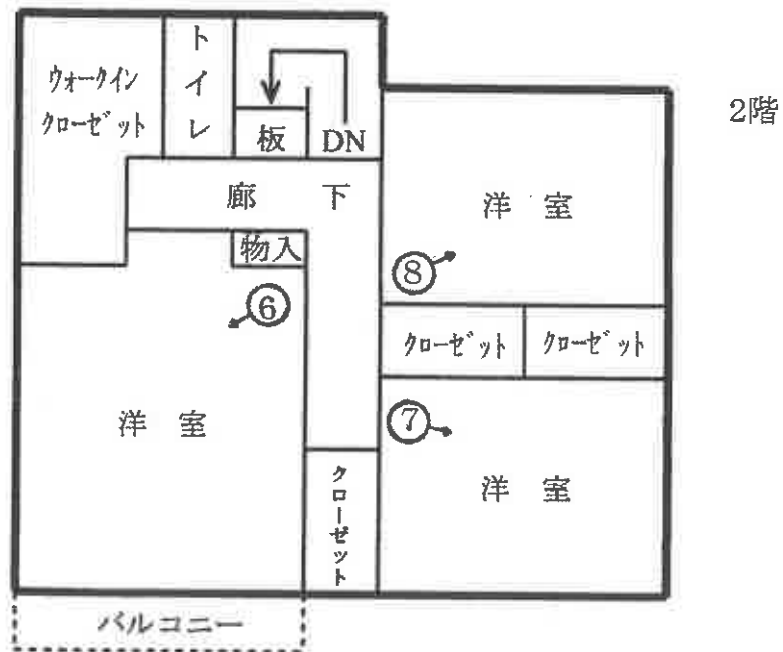
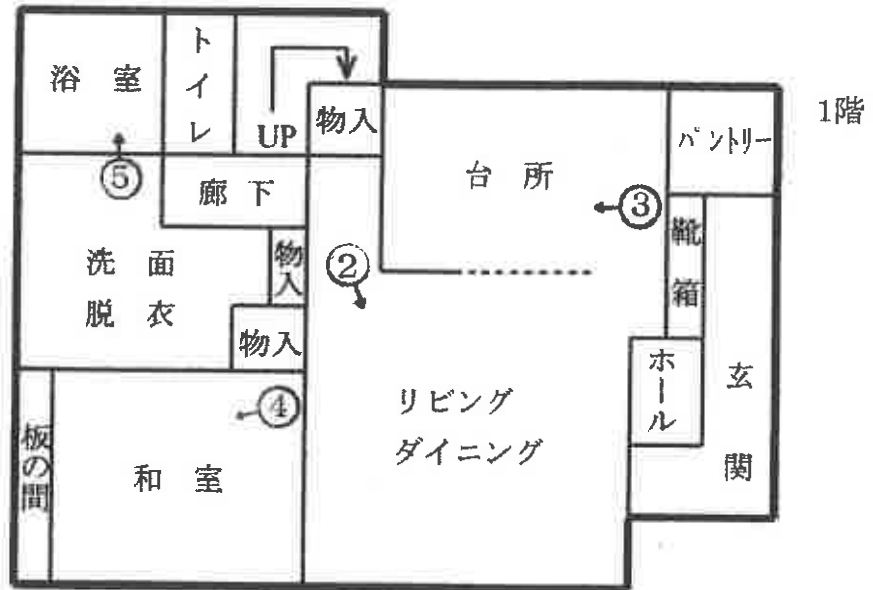


←○ 写真撮影位置・方向

建物間取図

【令和7年(ケ)第49号】

<物件2>



←○ 写真撮影位置・方向

(10枚目)



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩ 壁の破損
(階段部分)



⑪ 壁の破損
(2階南東側洋室)

令和 7 年 (ケ) 第 49 号
令和 7 年 11 月 4 日
令和 7 年 11 月 10 日
評価書番号 第 309 号

現地調査
評価

前橋地方裁判所 太田支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

吉 澤 卓 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 8,220,000 円	
内 訳 価 格	
物 件 1 (土地)	金 2,090,000 円
物 件 2 (建物)	金 6,130,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	太田市寺井町 557番7 宅地 288.71m ²	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	太田市寺井町 557番地7 557番7 居宅 木造かわらぶき2階建 1階 63.34m ² 2階 56.31m ²	同左
番号	特記事項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	東武桐生線 治良門橋 駅 南西 方 道路距離 約 950 m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	付近は中心市街地の北西郊外に位置し、旧来からの農家住宅を中心にして、一般住宅、福祉施設、アパート等が点在する市街化調整区域内の農家集落地域である。市中心部からはやや離れているものの、小中学校からは比較的近く、また城西町方面の商業施設も容易に利用できることから、居住環境は概ね良好である。但し、市街化調整区域内に存するため、周辺での発展的な開発等は今後も期待できないので、当面は現状の環境が維持されるものと予測される。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 無指定 70% 200% — —
画地条件	地積 間口・奥行 形状 接道状況 その他	288.71㎡ 間口約17m、奥行約20m ほぼ台形 中間画地 概ね平坦地
接面道路の状況	東側を現況幅員約5.2m舗装市道(認定幅員5.2m)に概ね等高に接面している。同市道は建築基準法第42条第1項第1号の道路に該当する。	
土地の利用状況等	物件1は物件2の建物敷地等として利用されている。建物の配置は、附属資料「土地建物位置関係図」の通りである。	
供給処理施設	上水道 なし(特記事項参照) ガス配管 なし 下水道 なし (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

<p>特 記 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出はなく、また過去の住宅地図等から鑑みて土壌汚染の可能性は低いものと思われるが、特段調査は行っていないので詳しくは不明である。 ② 周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。 ③ 水道本管は北方約40m先を東西に通る市道に敷設されており、当該本管から分岐した給水管により敷地内へ引き込まれ、使用されている。 ④ 市街化調整区域内で開発行為を行う場合、原則として開発許可を受けなければならない。太田市建築指導課での確認によれば、物件1は既存集落内建物として令和2年3月9日付第5578号で専用住宅の開発許可を受けている。買受人が利用する場合は、都市計画法に基づく用途変更(開発審査会)を申請し、属人的理由で許可された住宅から一般住宅等へ変更手続を要するとのことである。一般住宅への変更後は、同一用途、同一規模であれば、開発許可を要せずに建替え等が可能となる場合もあるが、詳細については同課に確認する必要がある。 ⑤ 物件1内の南西端部には、売却対象外のスチール製物置が存在する。 ⑥ 物件1の南東方約70m付近には、通信用基地局と思われる鉄塔が存在する。 ⑦ 太田市防災マップでは、洪水による浸水想定区域(0～0.5m未満)に該当する。
----------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：令和2年9月26日新築 経過年数：約5年 経済的残存耐用年数：約25年
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：瓦 外 壁：窯業系サイディング等 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：フローリング、畳、クッションフロア等 設 備：電気、空調(換気等)、衛生(給排水等)等 そ の 他：-
床面積(現況)	登記記録の床面積と概ね同じ。 (1階 63.34㎡ 2階 56.31㎡ 合計 119.65㎡)
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間 取 り：附属資料の「建物間取図」参照
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	<p>① 建物に付属する各種住宅設備等は、動作確認までは出来ないので使用可能かどうかは不明である。</p> <p>② 令和2年4月16日付(第R02確認建築群太田市00014号)で建築確認を受け、令和2年10月15日付(第R02確済建築群太田市00139号)で検査済証の交付を受けている。</p> <p>④ 建物内部は、壁や建具を中心に破損が随所に認められるため、利用に際しては、補修等の対応が必要である。</p> <p>⑤ 有害物質(アスベスト)の可能性は、平成18年9月の石綿障害予防規則改正によるアスベスト含有量0.1重量%超の建材禁止以降の建物に該当する。</p>

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	18,500	0.98	288.71	0.95	4,970,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

基準地 太田(県)ー4

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $20,000 \text{ 円/㎡} \times 100.0 / 100 \times 100 / 103 \times 100 / 105 \approx 18,500 \text{ 円/㎡}$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：方位(南)+3

◇ 地域格差：街路、交通接近、環境、行政等各要因を考慮し査定した。

イ 個別格差： 0.98 [方位(東)、形状等を考慮]

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
2	150,000	119.65	0.486	8,720,000

【物件2】

経過年数約5年、経済的残存耐用年数約25年、残価率5%とした定率法(現価率0.607)と観察減価法(保守管理の状態等を考慮し▲20%と査定)を併用して下記の通り査定した。

$$\text{現価率} = 0.607 \times (1 - 0.20) \approx 0.486$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	4,970,000	0.30	法定地上権	1,490,000

イ 土地利用権等割合： 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	4,970,000	- 1,490,000		1.00	0.60	2,090,000
2	8,720,000	+ 1,490,000	1.00	1.00	0.60	6,130,000
一括価格(合計)						8,220,000

ウ 占有減価修正： なし

エ 市場性修正： なし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地 価格【 太田(県) = 4 】

所 在 : 太田市丸山町251番

価 格 : 20,000 円/m²

位 置 : 東武伊勢崎線 蕪川 駅から 道路距離 約 4.9 km に位置する

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 803m²

供給処理施設 : 水道

接 面 街 路 : 南5m舗装市道

用途指定等 : 市街化調整区域 (建ぺい率 70%、容積率 200%)

地域の概要 : 一般住宅、農家住宅が混在する既存の住宅地域

第7 附属資料の表示

位置図

公図写

土地建物位置関係図

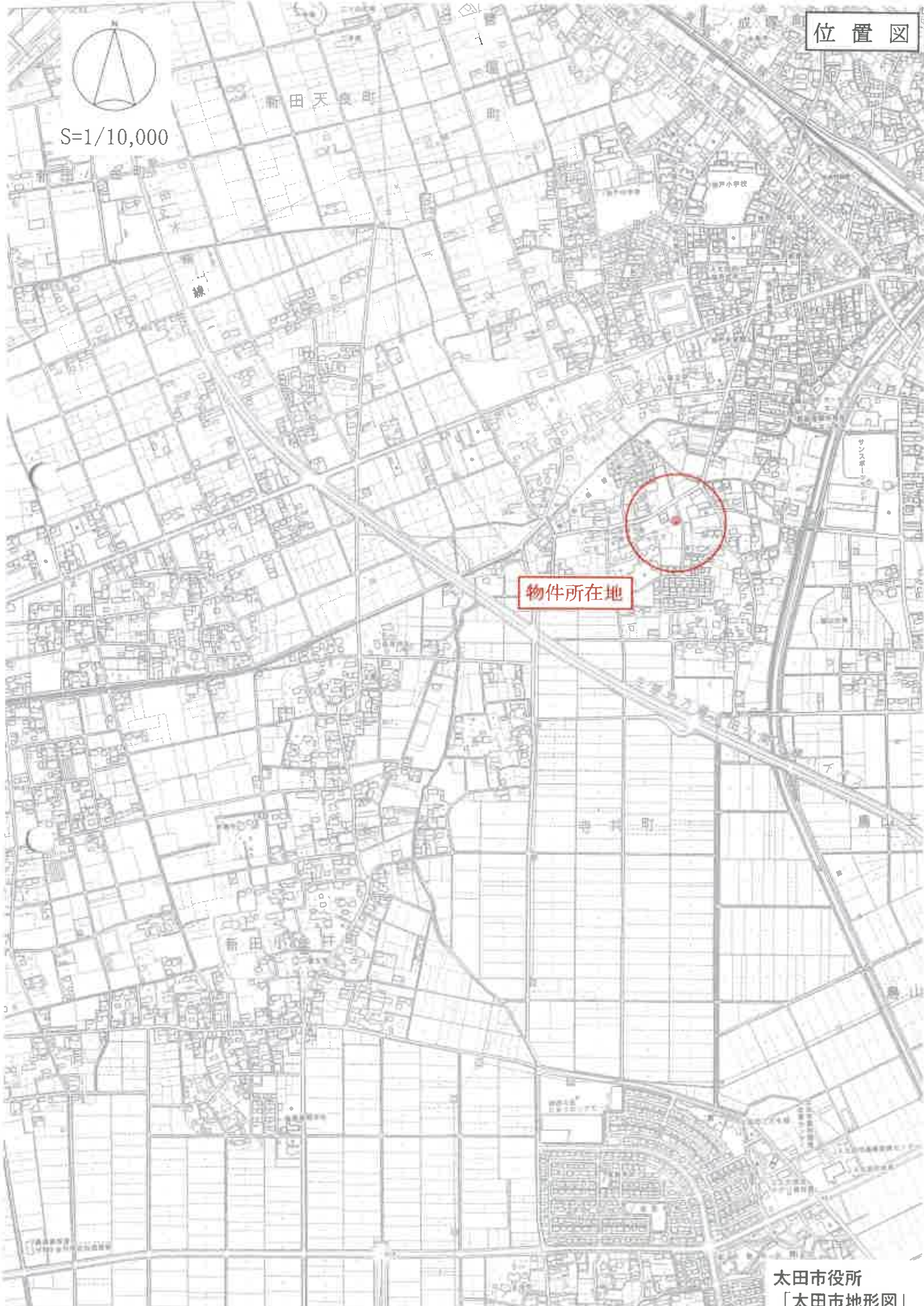
建物間取図

以 上

位置図



S=1/10,000



物件所在地



ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け
る図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

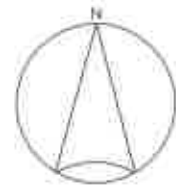
地番区域見出

在 太田市寺井町

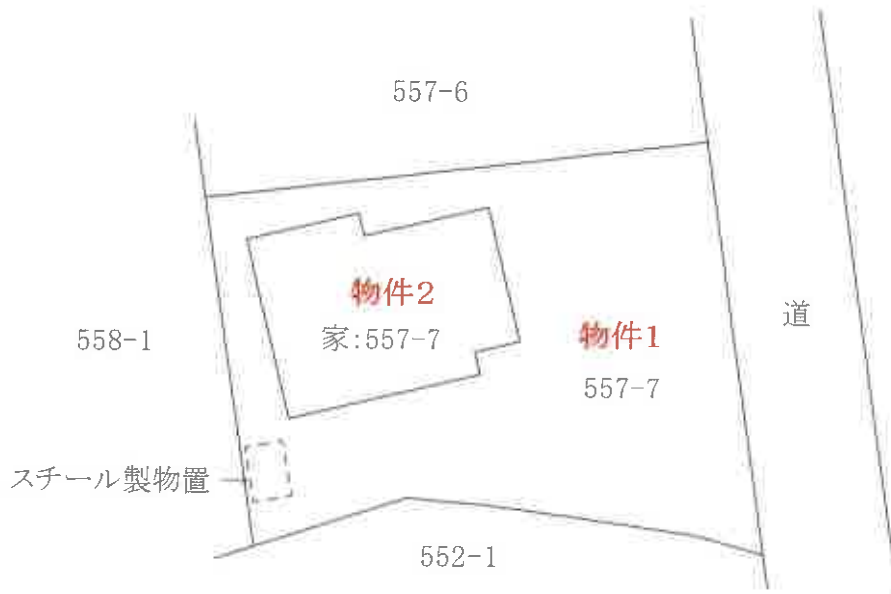
地 番 557番7

土地建物位置関係図

【令和7年(ケ)第49号】



S=約1/300



建物間取図

【令和7年(ケ)第49号】

<物件2>

